

学校いじめ防止対策基本方針

板橋区立蓮根第二小学校

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような環境づくりを行っていくことである。子どもに集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係を児童自らが作りだせるように支援していく。

また、日常的に子どもの行動の様子を把握したり、学期に一度（年3回）の「学校生活についてのアンケート」調査や子どもの欠席日数などを検証したりして、改善や新たな取組を継続して行う。

2. 学校組織

【設置】

- ・ いじめ防止対策推進法第二十二条に基づき、各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、学校サポートチーム、iCS委員会等と連携して対応する。

【構成】

- ・ 校長、副校長、生活指導主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、専科など関係のある教職員、スクールカウンセラー他
- ・ 内容、案件により学校関係者や警察、スクールロイヤー、児童相談所、子ども家庭総合支援センター等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定める。

【役割】

- ・ 「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施・進捗状況の確認のため、学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・ 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 職員会議等で「学校いじめ防止対策基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・ 学校だよりやホームページ等を通して、「学校いじめ防止対策基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。

3. 年間計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・一年生を迎える会	・基本方針確認 ・相談室、SC紹介 ・学びのエリア研修	・保護者会 ・個人面談(1年希望者) ・避難訓練(不審者対応・引き取り訓練)
5月	・SC面接(5)(5月～7月) ・縦割り班活動 ・運動会	・教員自己申告 ・校内研修① 「いじめの未然防止を視点に入れた道徳の授業の作り方」	・個人面談(1年希望者) ・ICS委員会①
6月	・ふれあい月間① ・日光移動教室(6) ・「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」(WEBQU)① ・縦割り班活動	・校長講話 ・教育相談週間 ・学校生活アンケート①	・避難訓練(一斉下校) ・学校公開
7月	・いじめ防止に関する授業①	・サービス事故防止 ・校内研修② 「WEBQUの取り組みについて」 分析と検討会	・個人面談(全学年) ・ICS委員会②
8月		・校内研修③ 「いじめ早期発見と情報共有の工夫」 ・QU会議	
9月	・縦割り班活動		・ICS委員会③ ・学校公開
10月	・倉渚移動教室(5) ・縦割り班活動 ・いたばし学級活動の日	・学びのエリア研修 ・校内研修④ 「いじめ防止教育プログラムの活用①」	
11月	・ふれあい月間② ・展覧会 ・「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」(WEBQU)② ・いじめ防止に関する授業②	・校長講話 ・教育相談週間 ・学校生活アンケート② ・校内研修⑤ 「いじめの早期対応と校内体制」	・学校公開 ・個人面談(全学年)
12月	・縦割り班活動	・学校評価	・個人面談(全学年) ・学校公開 ・学校評価 ・ICS委員会④
1月	・縦割り班活動 ・道徳地区公開講座		・学校公開 ・学校関係者評価 ・ICS委員会⑤
2月	・ふれあい月間③ ・生命の安全教育 ・セーフティ教室 ・六年生を送る会 ・いじめ防止に関する授業③ ・縦割り班活動	・校長講話 ・教育相談週間 ・教員自己評価 ・学校生活アンケート③ ・校内研修⑥ 「いじめ防止教育プログラムの活用②」	・学校公開 ・保護者会
3月	・一年間を振り返って	・基本方針改善	
通年	・挨拶運動(毎月)	・学校いじめ防止等対策委員会 ・健康観察・SC相談 ・道徳教育の充実 ・WEBQUの活用 ・読み解く力の育成での授業改善	・土曜授業プラン

4. 取組

(1) 未然防止 ～いじめを生まない、ゆるさない学校づくり～

- ・子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出のために、子どもたちにとって分かる授業、子どもたち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子ども同士がお互いの良さを認め合えるようにする。また、子どもたちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。さらに、学級において、自己肯定感や自尊感情を高める指導を行い、子どもと教職員の信頼関係を構築するよう努める。
- ・教職員のいじめに対する意識向上のために、「学校いじめ防止対策基本方針」の共通理解を行い、「いじめに関する研修」を年6回開催し、教職員の対応力向上を図る。また、「学校いじめ防止対策委員会」の役割を明確化し、定期的な会議を開催するなど組織的に対応できるようにする。さらに、年2回実施するWEBQUの結果を管理職、養護教諭、実施学年、専科教諭等で共有し、児童への指導や学級経営に生かしていく。
- ・いじめを許さない指導を充実させるために、全校朝会における校長講話や学級での担任からの指導等を継続して行う。また、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。さらに、「東京都いじめ相談ホットライン」を配布する際、「SOSの出し方に関する教育」を推進し、悩みや不安がある時は、誰にでもよいので近くの信頼できる大人に相談するよう伝える。
- ・「学校いじめ防止対策基本方針」をホームページ等で公表したり、学校だより等で呼びかけたりして、その内容を保護者、地域、関係機関に周知していく。

(2) 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

- ・校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。そして、一人ひとりの教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、そこで校長の指示の下に、事実確認の方策について協議する。教職員はそこでの協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告し、いじめ認知の判断を行う。
- ・学級担任等による日常的な子どもへの声掛けと様子の観察から、初期段階のいじめを素早く察知し、自分が担当する学級・学年等にかかわらず、子どもの様子で気になることを見聞きしたら、小さな事例でもすぐに「学校いじめ防止対策委員会」に報告する。また、子どもの気になる様子について、生活指導夕会等を活用し、いじめの有無にかかわらず、教職員間で円滑に情報を共有できるようにする。
- ・スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、子どもたちに周知・徹底する。特にいじめの認知件数が増加する傾向にある5年生に対し、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。また、子どもがほかの人に知られないようにいじめの悩み等を投書できる相談箱を設置し、担任以外へも相談できる学校体制を整える。
- ・いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、年3回の「いじめ防止強化月間」(ふれあい月間)の中で、全児童を対象にしたいじめに関するアンケートを実施する。
- ・学級担任等による計画的な保護者面談を通して、子どもが抱えるいじめや他の問題に対して、教職員と保護者との連携を取れる体制を整備する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が保護者からの相談に応じたり、家庭を訪問して環境改善を働きかけたりできるようにする。さらに、放課後あいキッズの職員と日常的に情報を共有し合うとともに、子どもの活動の中でいじめが疑われる場合は直ちに学校に連絡してもらうよう依頼する。

(3) 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

- ・「学校いじめ防止対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、同委員会が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。学級担任等が、被害の子どもや加害の子どもの保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、事実を基にした同じ内容の連絡を双方に行い、必要に応じて電話等の会話を記録・録音、理解と協力を得られるようにする。
- ・いじめの類型に応じて、被害の子どもの心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う。また、いじめの類型に応じて、加害の子どもの行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する。
- ・いじめの重大事態につながらないようにするために、被害の子どもの安全を確保し、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、「学校いじめ防止等対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、組織的・継続的な指導を行う。その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子どもの話を聴き、いじめの行為を行う背景に配慮しながら指導の充実を図ったり、加害の子どもの保護者と連携して、家庭での指導を依頼したりする。
- ・暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、警察署・児童相談所・子ども家庭総合支援センター等と適切に連携し、加害の児童に対して毅然とした態度で指導を行う。また、被害の子どもや加害の子どもが、あいキッズに通っている場合には、あいキッズの職員に、学校で確認したいじめの実態を伝え、該当する子どもの見守りを依頼する。さらに、インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、被害者の子どもの保護者と連携し、通信の手段に応じて、加害の子どもと保護者にその内容の拡散防止と削除を依頼し、徹底を図る。
- ・いじめの重大性・緊急性に応じ、その結果を板橋区教育委員会に報告する。その際、同委員会から状況に応じて、助言を求めたり、心理職・スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家・指導主事等の派遣による支援を要請したりして、いじめの被害が深刻化することを防止する。

5. 重大事態等への対処

- ・いじめによる重大事態（生命、心身又は財産への重大な被害）が発生したと認知した時は、次の対処を行う。
- ①重大事態の発生が確認された場合、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、直ちに板橋区教育委員会に報告する。加害の子どもの行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに警察署に連絡し、連携して対処する。
- ②加害の子どもに繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害の子どもが安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害の子どもを、被害の子どもが学習する教室以外の教室等で学習させる。
- ③加害の子どもへの指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子どもや周囲の子どもの学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。また、板橋区教育委員会は、学校が継続してもなお改善が見られず、いじめを行いつづける場合は、加害の子どもの保護者に対して出席停止を命ずるなど、被害の子どもや周囲の子どもが安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
- ④いじめ問題に関して、学校だけでは解決困難な状況が発生した場合には、板橋区教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム」の訪問を依頼する。

6. 取組に対する点検と改善の方策

- ・ 学校いじめ防止対策基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ防止対策委員会の主導によりPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

平成26年11月28日 作成

平成27年1月19日 改訂

平成28年1月26日 改訂

令和3年1月27日 改訂

令和4年1月24日 改訂

令和5年1月31日 改訂

令和6年1月22日 改訂

令和7年4月18日 改訂

令和8年2月21日 改訂